

II 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法 174十、175三、212③、213②、所令 298⑨、299、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	$\{支払金額 - (支払金額 \times 20\%) + 60\text{万円}\} \times 10.21\%$

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です（所法 24、25、174、181、182、212、213、措法 8の3、9の2、9の3、9の3の2、37の11の6、復興財確法 28、31）。

（注）1 みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③非適格株式分配、④資本の払戻し、⑤残余財産の分配、⑥自己株式の取得等（自己株式又は出資の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当等とみなされるものをいいます。

- 2 一定の内国法人に、支払う配当等で次に掲げるものについては、源泉徴収をする必要はありません（所法 177、212③）。
- ① 法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。次の②において同じです。）に係る配当等
 - ② その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、源泉徴収を行うことになっています（所法 181②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、15.315%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）です。

（注）1 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります。）。

2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等などが含まれます。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」をご参照ください。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20.42%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得のうち源泉徴収の対象となる国内源泉所得を支払う際に、一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法 24、161、212、213、措法 8の2、9の3、9の3の2、37の11の4、37の11の6、41の9、41の12、41の12の2、41の22、復興財確法 28、31）。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 組合契約 ^(注1) に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分（所法161①四）	20.42%
② 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及びその附属設備又は構築物の譲渡による対価（所法161①五） ※ 譲渡対価の金額が1億円以下で、かつ、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人が支払うものを除きます。	10.21%
③ 国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業で、次に掲げる者の役務提供の対価（所法161①六） イ 映画や演劇の俳優、音楽家などの芸能人、職業運動家 ロ 弁護士、公認会計士、建築士などの自由職業者 ハ 科学技術、経営管理などの分野に関する専門的知識や特別の技能のある人	20.42%
④ 国内にある不動産、不動産の上に存する権利又は採石権の貸付け、租鉱権の設定、居住者や内国法人に対する船舶や航空機の貸付けによる対価（所法161①七） ※ 土地家屋等の貸付けによる対価で、その土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものを除きます。	20.42%
⑤ 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等（所法161①八）	15.315% ^(注2)
⑥ 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配（所法161①九）	20.42%
⑦ 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子（所法161①十）	20.42%
⑧ 国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価でその国内業務に係るもの（所法161①十一） イ 工業所有権などの技術に関する権利、特別の技術による生産方式、ノーハウなどの使用料又はその譲渡による対価 ロ 著作権、著作隣接権、出版権などの使用料又はこれらの権利の譲渡による対価 ハ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品の使用料 ニ 上記ロ又はハの資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料	20.42%
⑨ 給与その他の役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの（非居住者のみ）（所法161①十二）	20.42%
⑩ 国内において行う事業の広告宣伝のための賞品（所法161①十三）	20.42%
⑪ 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社や損害保険会社と締結した保険契約等に基づいて受ける年金等（所法161①十四）	20.42%
⑫ 国内にある営業所が受け入れた定期積金の給付補填金等（所法161①十五）	15.315%
⑬ 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配（所法161①十六）	20.42%

- (注) 1 「組合契約」とは、所得税法第161条第1項第4号に規定する組合契約をいいます。
2 振替国債の利子、振替地方債の利子及び一定の振替社債の利子については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます（措法5の2、5の3）。

〔参考〕

以下の国内源泉所得については、次の税率とされています。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 次に掲げる収益の分配等（所法24、措法8の2） イ 公社債等運用投資信託（公募のものを除きます。）の受益権の収益の分配 ロ 特定目的信託（公募のものを除きます。）の社債的受益権の収益の分配	15.315%
② 上場株式等の配当等（措法9の3、9の3の2） ※ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける配当等を除きます。	15.315%
③ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の4） ※ 恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける場合に限ります。	15.315%
④ 国内において預入等をした懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の9）	15.315%
⑤ 割引債の償還差益（措法41の12）	18.378% (特定のものは 16.336%)
⑥ 割引債の償還金に係る差益金額（措法41の12の2）	15.315% ^(注)

(注) 振替割引債の償還金に係る差益金額については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます（措法41の13の3）。

ご注意ください!!

普段、非居住者や外国法人と取引のない個人の方や法人であっても、非居住者や外国法人から国内にある不動産を譲り受けたり、借りたりした場合、その対価を支払う際には、源泉徴収をしなければなりません。

※ 個人の方が、自己又はその親族が居住するために譲り受けたり、借りたりした場合に支払うもの（譲り受けの対価については1億円以下のものに限ります。）については、源泉徴収の必要はありません。

非居住者又は外国法人に対する課税の特例

非居住者又は外国法人に対する課税については、次のような特例があります。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご参照ください。

1 源泉徴収免除証明書によるもの

恒久的施設を有する非居住者又は恒久的施設を有する外国法人が、一定の要件を備えていることについて納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得（その非居住者又は外国法人の恒久的施設に帰せられるものに限ります。）のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（所法180、214）。

2 租税条約によるもの

非居住者又は外国法人の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、その非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が軽減又は免除されることがあります^(注1)。この所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出^(注2)することとされています（実施特例省令1の2、2～3の2、3の4～9、9の5～9の11、14の2）。

3 外国居住者等所得相互免除法によるもの（台湾関係）

台湾に住所等を有する非居住者又は台湾に本店等を有する外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が軽減又は非課税とされることがあります^(注1)。この所得税及び復興特別所得税の軽減又は非課税の適用を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出^(注2)することとされています（外国居住者等所得相互免除規3、6～9、11、13、13の2）。

(注) 1 租税条約等の適用により、その租税条約等で定められている税率が所得税法や租税特別措置法に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません（復興財確法33④一、⑨一）。

2 届出書や還付請求書の提出に代えて行う電磁的方法によるその届出書や還付請求書に記載すべき事項等の提供を含みます。

第7 その他の所得に対する源泉徴収

次の所得などについても、源泉徴収が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」をご参照ください。

- ① 公社債及び預貯金の利子等 ② 定期積金の給付補填金等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 ④ 公的年金等

第8 その他の

I 源泉徴収税額の過誤納額の還付

税額計算の誤りなどにより納め過ぎた源泉徴収税額がある場合には、源泉徴収義務者は、納め過ぎとなつた理由、還付を受けようとする金額等を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。所轄税務署において還付請求書の内容を検討し納め過ぎとなつている額が確認できた場合には、源泉徴収義務者に還付することとされています（国税通則法 56）。

なお、年末調整による過納額の還付の請求については、これとは別に、その手続が定められていますので、詳細については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「年末調整のしかた」をご参照ください。

II 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに本人に交付したり、あるいは税務署長に提出しなければならないことになっています（所法 225、226）。

以下、給与等及び退職手当等の源泉徴収票と報酬・料金などを支払った場合の支払調書の提出等について説明します。

1 給与所得の源泉徴収票

- (1) 給与等の支払者は、各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与等の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年の中途中で退職した受給者については、退職後1か月以内）に、税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法 226①、所規 93①）（下記5(1)参照）。

なお、年の中途中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

（注） 外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合についても、同様の取扱いとなりますので注意してください。

- (2) 年の中途中で退職した受給者に対してその年中に支払った給与等の金額が30万円以下である場合は、上記1にかかわらず、その給与等についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規93②）。

（注） 令和8年12月31日以前に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の提出省略範囲については、国税庁ホームページのタックスアンサー「No7411『給与所得の源泉徴収票』の提出範囲と提出枚数等」
【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7411.htm>】をご確認ください。

- (3) 令和9年1月1日以後に、市区町村の長に「給与支払報告書」を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされます（所法226⑥）。

（注） 令和8年12月31日までは、「給与所得の源泉徴収票」は税務署長に、「給与支払報告書」は市区町村の長にそれぞれ提出しなければなりません。

- (4) 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人からの一定の承諾を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法 226 ④⑤）。